

10. 障がい者の 社会参加の促進

基本方針

障害者自立支援法に基づく訓練等給付のサービス及び障がいのある人のニーズに応じた地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、社会参加の支援体制を整備します。

また、経済的、社会的に自立し、生きがいのある生活を送ることができるよう、就労を希望する障がい者に対し就労移行支援・就労継続支援等のサービスの適切な利用を促進するとともに、スポーツや文化活動を通じて障がいのある人の社会参加の促進を図ります。



現状と課題

障害者自立支援法の柱として、福祉サービスの一元化とともに、障がい者の一般就労への移行、地域生活支援が挙げられています。

障がいのある人が地域の中でともに生活するためには、社会参加の促進が第一歩となります。しかし、現状は多くの障がい者が自宅と施設に閉じこもりがちであり、障がい者が不安なく地域での活動等に参加できるように、市民の理解と協力を得る必要があります。

また、障がいのある人にとって大きな自信と生きがいになる就労に関しても、意欲を持っているものの、一般就労には結び付いていません。就労を促進するためには、事業所への雇用促進の効果的な啓発が必要であり、ハローワーク、県、就労支援事業所、学校等関係機関との連携を強化して取り組む必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
就労移行支援利用者数(月)	—	—	0人	33人
就労継続支援(雇用型)利用者数(月)	—	—	1人	2人
就労継続支援(非雇用型)利用者数(月)	—	—	1人	62人

今後の取組

1 雇用・就労への支援

障がいのある人の就労に対する理解を深めるため、一般企業等に対し啓発活動を行うとともに、一般企業への就労を希望する人に必要な訓練を行う就労移行支援を行います。また、個別の状況に応じた就労支援を行うため、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークの構築を推進します。

一般就労が困難な状況であっても、就労を希望する障がいのある人が収入と生きがいを得られるよう必要な訓練を行う就労継続支援を実施し、地域活動支援センター等を働く場とする福祉的就労の拡大を図ります。

- 就労移行支援
- 地域活動支援センター
- 就労継続支援
- 自立支援協議会

2 スポーツ・文化・学習活動への機会の充実

障がいの有無にかかわらず、だれもが健康づくりや生きがいづくり、生活の質を高めることができるよう気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション・文化活動の機会を充実させます。

市民体育大会や市展、県や国が開催するスポーツ大会に、より多くの障がいのある人が参加できるよう支援を行うとともに各種講座等に障がいのある人が参加しやすい環境を整備します。

- 移動支援事業

3 生活環境の充実

障がいのある人が、安心して自由に出かけられるようバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に基つき、鉄道駅周辺・道路・建物・公益的施設等の整備を進めます。

- バリアフリー化

4 情報提供体制の充実

意思疎通に支障がある聴覚障がい者等に対し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。また、障がい者の社会参加を促進するため、手話・要約筆記、点訳・朗読奉仕員の養成講座を開催してボランティア等の養成を行い、情報提供体制の充実を図ります。

- コミュニケーション支援事業
- ボランティア養成講座



バリアフリー化

市民等との役割分担

障がいのある人と接する機会を多く持ち、段差のある場所等での補助や目的地への案内等を行うことにより障がい者の外出時の負担を軽減し、社会参加しやすい環境をつくるのが期待されます。

職場においても、障がいのある人が持っている能力を発揮できれば、勤労意欲も高くなり、離職者も少なくなるため、職場の仲間が作業分担の見直しや環境を改善する等の協力をすることが期待されます。

企業は積極的に障がい者の雇用を促進するとともに、その能力の開発に努め、職場定着を図ることが期待されます。